

1 建設工事以外の取引への配慮

「基本的な考え方」に、以下を追記

・「なお、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等の中小企業者との取引においても、配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していくものとする。」

※建設業法令遵守ガイドラインの改正を踏まえ、建設工事以外の取引についても、自主行動計画Ⅰ・Ⅱに記載されている内容に考慮を加えることとするため、「基本的な考え方」にその旨を記載するもの。

2 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

・「自社の働き方改革の実施によって、下請負人の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。」

※中企庁から明記が求められている。現行計画には明示的には記載されていないため、今回追記

3 元請負人からの協議の実施

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

- ・「労務費等に関し、労務賃金等の動向を踏まえ、適宜、元請負人から協力会社との協議の場を設ける。」

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ改定

4 説明・資料を求める場合の対応

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に、以下を追加

- ・「労務費等に関し、下請負人との協議において説明や資料を求める場合は、公表資料に基づくものとし、下請負人が公表資料に基づき提示した価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重する。」

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ改定

下請Gメンのヒアリングにおいて、自主行動計画に記載があるものの、取組が不十分で、遵守が不徹底な点があると確認された「支払条件」「利益提供要請」について、会員会社は以下の事項に徹底して取り組む

支払条件について

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請負人等との間で書面により現金払の合意をしているにもかかわらず、手形等で支払うこと

②各社において可能な限り実施する事項

- ・政府が掲げる「2026年までの約束手形の利用の廃止」の方針に向け、会員各社の支払の現金払化の促進、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促進する
- ・下請代金の支払に係る手形等のサイトは、60日以内とすること

利益提供要請について

①各社において絶対に実施しない事項

- ・一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の諸費用について、事前に双方の協議・合意なく、また合意した場合においても契約書などの書面等によらず口頭などにより下請代金から差し引くこと

②各社において可能な限り実施する事項

- ・新たに①の諸費用を求める場合は、予め用途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、事前に協議・合意の上、書面等により合意する